

建設水道常任委員会

平成21年3月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都 市 建 設 部 長	清水 建也
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	佃田 眞規
下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 西谷委員、浦野委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会
を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、西谷委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委
員にはよろしく願いいたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案についてであります。
（1）認定第1号、町道認定及び路線変更についてを議題といたしま
す。理事者の説明を求めます。 加藤建設課長。

建設課長 それでは、認定第1号、町道認定及び路線変更について、ご説明申
し上げます。
まず、議案書の方、朗読をさせていただきます。

（ 議案書朗読 ）

建設課長 それでは、1枚めくっていただきまして、事前の委員会で詳細につ
いてご説明させていただいておりますので、今回、路線名及び起終点
の位置をお示しし、ご説明申し上げますので、よろしく願いいたし
ます。
まず、認定に付すべき路線ですが、整理番号1番、町道189号線、

起点は法隆寺西3丁目1430番9先、終点は同所1430番8先、次に、整理番号2番、町道190号線、起点が龍田1丁目1664番地2先、終点が同所1664番10先、整理番号3番、町道191号線、起点が龍田北1丁目1697番3先、終点が同所1644番1先、整理番号4番、町道3008号線、起点が阿波2丁目25番23先、終点が同所25番25先、整理番号5番、町道3009号線、起点が興留9丁目390番3先、終点が同所388番3先、整理番号6番、町道4047号線、起点が町道403号線交点、終点が興留4丁目228番1、整理番号7番、町道4048号線、起点が町道403号線交点、終点が興留4丁目228番14、整理番号8番、町道4049号線、起点が町道403号線交点、終点が興留4丁目281番4、整理番号9番、町道4050号線、起点が目安北2丁目305番3先、終点が同所305番8先、整理番号10番、町道4051号線、起点が稲葉車瀬2丁目515番3先、終点が同所515番12先、次に変更する路線でございますが、整理番号11番、町道424号線、起点は興留8丁目1346番16先で変更はございませんが、終点が興留9丁目499番9先から同所538番1先に変更になります。次に、整理番号12番、町道4046号線、起点は町道403号線交点で変更はございませんが、終点が法隆寺南1丁目1369番2から同所1368番8に変更になります。

以上、認定第1号、町道認定及び路線変更についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員 町道認定の件ですけれども、提出していただいた資料はこれで結構なんですけど。最近、開発道路は開発されますと、すぐに検査が終わりましたら、町道認定してくれということ、町に移管されてるケース

が多いと思うんですけども、ちょっと以前に、昔にですね、開発された所に関しましては、まだまだ道路所有者の名前で残っているという部分があると思うんですけども、住民にしましたら、例えば家の建替えあるいは水道管の入れ替えとかになりますと、道路所有者に対して伺いをたてないといけないという不便さ、心配事がありますので、今後の開発道路がまだ町に移管されてない部分に関しまして、ちょっと考え方なりをこの際、聞いておきたいと思います。

建設課長 今おっしゃっていただいております開発道路の町への帰属ということでございますけども、都市計画法の29条で、開発されております道路につきましては、近年はほぼ開発が終わりますと、帰属手続きを進めて、行っておるところでございます。かなり古い時代の開発について、まだ業者なり個人で底地が残っているという状況も確かにあると思いますけども、そういったことについては、以前にも西谷委員からもご指摘いただいておりますように、出来るだけ、底地が整理できる部分については、整理を行って、町道に認定していくことによって、住んでおられる方に、改修なり、今後の改築、新築なりがスムーズに行えるようにという風な考え方でやってきておまして、かなり以前の開発のものだと思いますけれども、そういった所も当然、整理していかなければならない、そのためには所有者のご理解、ご協力が必要という風に考えております。

浦野委員 担当課にまいりますと、以前開発された道路は青色で地図に落としておられまして、どこが未だ移管になってないとかいうのが一目瞭然の地図が作られております。私としましたら、色々と仕事が多い中ですね、住民のそういった安心に応えるということで、積極的にですね、まだ移管されてない所に対しましては、まだまだ受身的な土地の所有者からあるいは以前の開発業者から移管しますという時に態勢をとられてるような感じもしますので、行政の方から、積極的に移管されるように、積極的に働いていただきたいなという要望しておきます。以

上です。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 前、私どもの自治会から、前からお願いしてありまして、まだ解決してない問題がありまして、それは、課長もご存知であると思うんですけども、個人所有地と町道とその間に、どちらが所有しているのかわからんような土地がありまして、噂によると、国のものだという話も聞いたもんですから、国の方に行きますと、その辺には国有地はございませんということ、地主さんの方は境界はどこだとはっきりはおっしゃらないし、町の方もその線引きをはっきりおっしゃらないもんですから、私どもの自治会が、その間の、広い所では1メートル位ありますか、狭い所ですと30センチ位のところ、そこを草を我々が、町内会が草を刈ってるわけなんです。里道に関しては、その里道のある所の自治会が管理するものであるという風に聞いておりまして、それもそうだろうなど。自分達の自治会内の里道であればそれは当然、草も刈るし、色々やったりもするんですけども、どちらとも、どちらの土地であるのかわからん所を、おそらく里道でもないんじゃないかと思うんですけども、そういう事に関して、町としては、積極的に、もうちょっと積極的にいって、ここはお前ところが管理しろ、ここは里道だから、あるいは町内会でちゃんとやれと、こういう風にはっきり言ってもらったら、我々もやりやすい、というか、それなりに覚悟を決めてやるんですけども、年に5回か6回草を刈らなければならないと、刈った草は町に持って行ってもらったりするんですけども、そこら辺はどのように考えてますか。

建設課長 おっしゃっていただいている道路につきましては、以前からも申し上げておりますように、境界がどの部分になるのかという事が明らかでない。それで町といたしましても、土地所有者の方に対しまして、境界の立会いをまずやって、その位置を明確にした上で、その間にネ

ットフェンスございますので、そういったものも当然、境界にあわせて整理していけたらということでございますので、その辺、地元の方ともお話をさせていただく中で、まず立会いが必要だということを以前から申し上げておりますので、そういった事が、先にやっていかなければならないという風に思いますので、町の方もまた改めて所有者さんにその辺のところお願いしまして、それからそういったあとの整理をしていきたいと、このように思います。

吉野委員 よろしく申し上げます。その間、自治会で草も刈りますし、そこへ除草剤を撒いてもいいかと言いますと、除草剤はいけませんと。かなりの段差がありまして、そこは通学用道路にもなっていて、狭い道ですから、車が通りますと、子どもさんは段差のある崖の方に下りて、車をやり過ぎると、そこは草が生えておりますので、

委員長 吉野委員、申し訳ないです、今、認定道路について、していますんで、またその件につきましては、その他のところでまたご質問いただければと思います。

(「わかりました。」との声あり)

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて審査することといたします。

初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、継続審査におけます都市基盤整備に関することについての公共下水道事業に関することについて、ご報告させていただきます。

本年度、進めております工事の進捗状況でございますが、継続事業として神南3丁目から5丁目地内で施工を進めております2工区-1工事につきまして、立坑より約300mの付近をシールド機械が掘進している状況でございます。

次に、興留1丁目地内、龍田西6丁目地内、龍田3丁目地内、興留9丁目地内におきまして進めております面的整備につきまして、事前の委員会でご報告させていただきました以降、順調に作業を進めており、全て年度内に完了できる予定でございます。

なお、龍田2丁目地内及び神南3丁目地内におきまして、繰越明許事業として進めてまいる予定の工区につきましては、3月27日に入札を執行する予定でございます。

続きまして、お手元の資料-1をご覧ください。公共下水道の21年2月28日現在の接続に関する状況でございます。

申請受付件数につきましては1,684件、検査済み件数につきましては1,660件、融資あっせん利用総数につきましては30件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が20件でございます。なお、利用戸数につきましては1,919戸という状況でございます。

今後も更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が、継続審査であります都市基盤整備に関することについての公共下水道に関するご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
西谷委員。

西谷委員 この前、私が言うて、資料を作っていたんですが、このその
統一的な経済比較のできるマニュアルの作成の考え方で、一覧表をい
ただいているんですが、もう少しちょっとわかりやすく説明をしてい
ただきたいのと、それと二点目は、公共下水道の予算の中で、相当減
額補正されて、その原因としては、下水道加入負担金の減とか、下水
道料金の減やと思うんですが、当初見込みと実数どれ位の差があった
んか、その辺の所ちょっとお聞かせ下さい。

上下水道
部長 まず第一点目、統一的な経済比較の出来るマニュアル作成の考え方
の資料について、ご説明をさせていただきます。まずこの資料の見方
でございますが、まず建設費用につきまして、環境省につきましては、
1基あたり83万7千円の建設費が必要であるということが示されて
おります。そして、維持管理につきましては、年間1基あたり6万5
千円というデータを示されております。そして、下水道につきましては、
建設費につきましては、年間、約6万5千円/メーター、の整備費用
ということでございます。そして維持管理につきましては、年あたり
57円の維持管理費がかかるというようなデータでございます。そして
これ建設費でございます。下水道の処理場の建設費につきまして、
この数値に基づいて算定するわけでございますが、まず、これにつき
ましては、ほとんど斑鳩町の場合は流域関連の公共下水道ですので、
建設負担金というので、とりかえて考えていただいてもいいと思います。
一つ例を出して、ご説明をさせていただきます。一つの区域を想定し
まして、算定いたしました。その中で、例えば公共下水道の場合、こ
れは年間耐用年数も換算して、年あたりいくらになるかという換算の
仕方を出しておりますが、年あたり、275万2千円、公共下水道の
場合かかるという算定しております。そして、維持管理につきまして、

処理場も含めてこれ建設負担金で書かせていただいていると思うんですが、維持管理費等も含めまして、合計といたしまして、338万円という年間あたりかかるという換算をいたしております。そして、合併浄化槽の場合、建設費及び維持管理を換算した場合、約、この合併浄化槽の場合、一定の区域を想定した場合、65基必要であろうと想定いたしました。その中で、算定いたしますと、合計で、年あたり631万8千円、建設費も含めてでございますが、かかるであろうというデータを得ております。一応、そういったデータで、これにつきましては、毎年、事業を執行する中で、下水道事業の整備効果の向上を図るための事業の再点検という、県に対して、資料を提示いたします。そして、その中で、汚水処理施設の整備手法の点検を行いながら、事業を進めておるデータの一つでもあるということで、ご理解いただきたいと思っております。

そして、今度、補正予算減額、事業の減、今年度予算の減に関するご質問でございます。これにつきましては、一応、当初見込んでおりました件数が、250件接続件数を見込んでおりました。そして、一応、龍田西3丁目、旭が丘、西の山、夕陽が丘エリア、これにつきましては、幹線管渠の工事が1月末日に終了したことによりまして、供用開始の公示をうつのが、3月10日になったという、遅れが生じたということでございます。そうしたことから、90件、見込んでおりました件数を減じたということで、合計160件で接続件数を今度補正見込ましていただいたということでございます。以上でございます。

西谷委員 今の説明を聞きますと、どういうモデルケースかというのはいは不明なんですが、年間で維持管理費も全部含めたら、合併浄化槽の方が高つく、631万円ということだといふ高つく。公共下水道の方が338万で安つくというデータが出てるんですが、素朴に、新聞等では言われてる、公共下水道することによって、自治体の財政破綻を来しているという、それでやはりその合併浄化槽も視野に入れてせんなんという話からすると、今の部長の説明と、新聞等で報じられている

内容とは全く逆の事で数字が出ているんですが、このちょっとモデルケース、実際どういう形でなるのかっていうの、ちょっと私、合点いれないんで、もう少し説明してほしいんですが。というのはね、要は、農林省のこの分については、もう問題ないと思うんですが、実際に合併浄化槽で、個々にやって、そしたら当然、本管工事とかそういう配管工事がまずいらへんわけですわね。それで、大きな県のようにあああいう大きな施設もいらんと。ただ維持管理費は各々にしてもらって、そして、今の国の状況の中では、合併浄化槽の分については、2分の1の補助が出るという状態の中で、配管工事もいらへん、最終的にはそら確かに汚泥を、点検した汚泥を最終的には汲み取って、それを処理せんなんという部分はあるでしょうけれども、斑鳩町の場合には少なくともそれをする施設は、今、汲み取りとかそういうし尿処理場があるわけですから、あこでやれるという状況したら、この数字というのはひょっとしたら施設も全部つくった段階の中でこういう数字が出てくるのかなとは思いますが、それにしてもちょっとあの一般的に言われている公共下水道の弊害みたいなものと著しく数字が違いすぎるんで、その辺のところもう少し詳しく説明、なんで合併浄化槽の方が、斑鳩町が試算した場合には高くなるのか、その辺のところちょっと説明いただけますか。

上下水道
部長

この場合は、仮に、斑鳩町が試算した場合、我々が試算したから高いということになしに、一定の基準に基づいて、算出しているデータでございます。ただ、見ていただいておりますのとおり、実際の、要するに施設の耐用年数につきましては、はるかに公共下水と合併浄化槽の年数が違うということになりますので、年あたりに換算いたしますと、そういったデータが必ず発生してまいりますということでございます。この場合ですけれども、実際、データの的には必ず毎年、県に補助金交付申請させていただいておりますけれども、その段階でこのエリアについてはこんだけかかりますよというのを、エリア毎年決めますけれども、こんだけの費用がかかりますよと、その比較した場合、こんだ

けの費用で合併の場合こうです、公共の場合こうですという形で、県とも協議して、国に上がっていく状態ですので、そういった形でチェックはかけて進めておるということをご理解いただきたいと思えます。

西谷委員　今の部長の説明の中で、耐用年数が違うというのは、この経済比較の際に参考になる年数でこの環境省の出してるその合併浄化槽が7年、それで国土交通省が出しているのが、処理場が23年で、管渠が50年と、これに基づいての算出かなと思うんですが、実際に、うちでも合併浄化槽やってはりますけど、十分に、そんな7年位で終わるようなものやのうて、20年30年かかるし、おそらくその機械設備について、これ7年から15年、倍ぐらいの年数があるんやろけど、この辺の数字の掴め方が、結果として、その合併浄化槽やったら631万、あるいは公共下水道やったら338万という数字になってんのかなという位にしか、この数字が逆転するのは考えられないんですけどね。そういう事でいいんですか。そうしたら、今その部長が言われたこの合併浄化槽の部分については、この環境省が示している7年ということで計算されて数字を出したと。ところが、そしたら一般的に新聞等、マスコミ等で、公共下水道によって財政破綻するというのは、それはそもそも合併浄化槽であろうが、公共下水道であっても、財政破綻するんだってということに、今の部長の論点から言うたらなるんやけど、決してマスコミや新聞で言われてんのはそうやないと思うんですね。公共下水道はこれだけ莫大な費用がかかる。それも必ず予定してた金額、当初の予定の金額よりも倍以上の事業費になって返ってくる。それが全部利用者の下水道料金に転嫁されるし、あるいは財政を逼迫するんやと。せやからもう一度そんな大きな公共事業ということよりは、個々の合併浄化槽のできる分については、そういう事を見直すべきではないかというのが、大体の最近の論調やと思うんですが。そうしたら、今の部長の言われることと相当、私はどう見てもギャップがありすぎると思うんですがね。再度ちょっとお願いします。

上下水道
部長 すいません、ちょっと説明足らずで申し訳ございません。合併浄化槽の場合、耐用年数26年で計算させていただいております。それで、この中で、駆体が30年、機器設備等が7年～15年程度と書いておりますので、一応、算定根拠といたしましては、26年で換算させていただいたというのでご理解いただきたいと思います。公共下水道は非常に費用がかかって、マスコミ等もおっしゃるとおり色々こう言われてる、多々ございます。ただし、公共下水の場合は、初期の段階で、やはり一定の投資が必要なもので、面的整備いいものは、初期段階で投資が必ず必要になってくる。それで、その後、何年か経って、利用者が順次増加するという性格のものでございます。そうした形で、長期的にその収支の均衡を図っていくといったことも視野に入れた中で、我々としては一定の年度をピックアップして、その一定の状況、水準というのを、やはり高低差を評価するのではなく、財政的な推計を立てることによって、事業を展開していくということでご理解いただきたいと思います。

西谷委員 今回の部長の説明だと、初期的に、当然投資は必要やと。ただ企業会計でやっていくわけですから、当然その中では、利用者の一定の見込みがあって、次また事業を進める、当然そういう方法でやらんなんと思うんですね。利用者があるとなかろうと、とにかく決めた下水道事業はやっていくんだという部分では、当然、財政的に破綻来たしますから、そしたら斑鳩町としてですよ、水洗化率を例えば80%維持する、その80%を維持するまでは、次の事業を行わないとか、住民に徹底して、そういう事業をしていただくまでは、次の事業を行わないというのは、そういう一定の縛りというか、無防備に事業を進めないという部分では、一定の歯止めが必要やと思うんですが、その辺はどう考えておられますか。

上下水道 昨今、委員おっしゃってるように、マスコミ等の問題点を受けるこ

部長

とによりまして、国もそのチェック機能を十分に果たしてきていると思います。先ほど説明させていただいたように、やはり投資効果というのが得られるものかどうかというのは、毎年、補助金交付申請の段階でチェックをかけられてるんですね。そしたらその中で、やはりこの区域については、そしたらこの補助を採択いたしましょうという回答をいただいて、補助金交付決定をいただいておりますという状況で事業を進めております。そして、全体にその浄化槽は、その整備に対しては適さないとかそういう考え方では、全国的にも、そういう考え方はございません。やはり、浄化槽につきましても昨今、その性能も向上しておりますので、やはりどうしてもその公共下水道が整備できない区域というような所については浄化槽、もしくはなかなか整備が来ない所については、浄化槽の補助を受けていただいて、整備をしていただくというのが手法だということ、水質改善に努めていただけるという風な手法であろうと理解しておりますので、そういった点でよろしくお願いたします。

西谷委員

実際、補助申請の中で、国も当然そういう縛りをかけてるんだという事なんですが、具体的に例えばその補助の中でですよ、その区域を決める、今までの例えば国についての補助申請の一定の基準というのはわかるんですが、町として、財政的に、例えば補助を受けて事業をやりましたと、しかし、実際に思うてたよりも、水洗化率、要は、公共下水道へ、町は公共ますまで設置したけれども、各家庭がつながれておらないという状況が発生した場合には、当然、思ってたよりも、事業費は年々返していかないかんけど、実際その収入が減ってくる中では、そこで、町自身が国へそういう事業を申請するために、今の状況の中では、もう少し、例えば事業を来年しようと思ってたけど、もう少し様子を見て、例えば2年先にするとかっていう部分の中で、私はそういう財政的に見て調整をしゃんなんあかんのちゃうかなと思うんです。だからその辺の、町の考え方を聞きたいんですよ。

上下水道
部長 今、おっしゃられるとおりでございます。ただ、町といたしまして
も、計画に関しましては、やはりその地域、地区の特性を十分その分
析いたしまして、その整備手法を検討した上で、言うてみれば投資可
能なその財政収支を視野に入れた上で、やはり整備を進めていくと。
実際、いつも話させていただいていると思いますねけども、その効率
的かつ計画的に整備ができるというような形で整備は進めていきたい、
そのような形で検討は重ねておるということでご理解いただきたいと
思います。

西谷委員 あとの実際、今の説明受けて、理解できる部分と若干やっぱりちょ
っとまだそれでも理解できない部分があるんで、その合併浄化槽ある
いは公共下水道の一般的に言われている部分について、もう少し自分
自身も研究して、また次回に質問したいと思います。一応これで終わ
ります。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の
報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、都市計画道路の整備促進に関することについて、ご報告
申し上げます。

まずはじめに、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

まず、稲葉車瀬区間で現在進められております、岩瀬橋下部工事につ
きましては、前回の委員会におきまして、3月末までの工期で、工
事を進める予定と報告いたしておったところでございますけれども、

このたび、国の方におきまして、河川及び公園の占用手続き、工事の追加等によりまして、この工事の工期を5月20日まで延長して進められると聞いております。

また、岩瀬橋の上部工事でございますが、このたび業者が決まりまして、極東興和株式会社と国が契約されたと聞いてございます。工期につきましては、平成21年2月24日から平成22年3月10日までとなっております。

また、稲葉車瀬区間の東半分で概ね道路の形を造る工事、いわゆる稲葉車瀬地区改良工事でございますが、これにつきましても、請負業者が決定いたしておりまして、鳳隆建設株式会社と国が契約されたと聞いております。工期につきましては、平成21年3月4日から平成22年1月10日までございます。いずれの工事につきましても、現在、請負業者により施工計画を検討されている段階でございますが、国との調整ができましたら、あらためて地元の方にも説明を申し上げたいということで聞いております。

いずれにいたしましても、稲葉車瀬区間の中の2ヶ所において工事が実施されるということでございますので、今後、工事実施にあたりましては、奈良国道事務所、あるいは斑鳩町担当と業者の三者により、事前に十分に協議を行いまして、安全対策はもちろんのこと、地域住民の皆様にご迷惑、ご不便をおかけしないように配慮してまいりたいと考えております。

なお、その他の区間についてでございますが、前回の委員会以降、特に主だった進展はないところでございます。また、前回委員会で報告いたしました橿原考古学研究所が主催をされます稲葉車瀬区間の発掘調査の結果についての報告会でございます。当日、出土遺物や遺構の写真映像等も交えまして説明をいただけると聞いております。出土遺物の一部を説明会の会場です、一部を展示するというのも検討されていると聞いておりまして、明日、3月14日（土）、生き生きプラザ斑鳩におきまして、午前10時から12時まで開催をされることとなっております。3月号の広報にて、住民の皆様にお知らせ

をいたしているところでございます。また是非とも明日、説明会にもこの機会にご参加いただければと思っております。

最後に、前回委員会で報告を申し上げておりました、国道25号の交通安全対策についてでございます。

3区間につきまして、2月末までに現地測量を終えられたところでございます。測量結果がまとまりましたら、その結果を元に交通安全対策の具体的な方策について検討を進められる予定であると聞いております。国道25号の交通安全対策といたしましては、今日まで住民の皆様方からご要望も多い事柄でございましたので、町といたしましても、今後、その取り組みの状況等の把握に努めまして、必要に応じて当委員会にも報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上が、いかるがパークウェイについての報告でございます。

続きまして、都市計画道路法隆寺線についてでございます。

現在、進めております都市計画道路法隆寺線整備工事2件につきましては、順調に進捗しているところでございまして、工事の進捗率といたしましては、小吉田地区におきましては90%、龍田南地区では70%となっているところでございます。なお、都市計画道路法隆寺線整備工事完了後におきましては、いかるがパークウェイモデル区間から中央公民館南側の供用済の区間までを速やかに供用してまいりたいと考えております。

また、用地買収についてでございますが、未買収となっております国道25号との取り合い部分の1件につきましては、引き続き用地交渉にあたっておりました、今後ご理解いただけるように最大の努力をしてまいりたいと思っております。

以上が、法隆寺線に関する報告でございます。

以上で、都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備
課参事

それでは、 J R 法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況について報告させていただきます。

はじめに、駅南口の 1 号線整備工事でございますが、工事は順調に進んでおりまして、進捗率は約 9 0 % となっております。今後、主な施工といたしましては、歩車道の舗装工事、また植栽工事を行って完成してまいるところでございます。

また、当該工事に伴います用地取得をすることといたしております J R 用地につきましては、2 月 2 7 日に売払い願出書を提出いたしております。 J R と用地の売買契約を締結に向けての調整を行っております。年度内には売買契約を締結できることとなっております。

続きまして、2 号線整備に関係いたします土地区画整理事業につきまして、3 月 1 日に地元役員会が開催されました。町の方からは線引き見直しの進捗状況あるいは今後の線引きスケジュールに対応すべく、これからの土地区画整理事業の取り組み等について説明させていただくとともに、土地区画整理事業の準備組合の早期設立に向けまして地権者間における土地利用の方針等の熟度を高めていただくことなどをお願いしてきたところでございます。

続きまして、駅北口の 5 号線にかかる J R 法隆寺駅北口広場整備工事でございます。前回委員会以降において、中央分離帯やロータリー交通島ですけれども、これらの施工、また歩道の石張りなどを施工してきております。進捗率は約 8 0 % 程度となっております。今後、舗装や植栽工事を行いまして、年度内に完成するところでございます。

簡単でございますが、以上が J R 法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。西谷委員。

西谷委員 今、区画整理の部分で説明があったんですが、実際、21年度の予算からすると、大した予算は組んでないんですが、具体的に、あの予算を見る限りは、区画整理で今説明あるけど、ほとんど要は進まんだらうというような予算ちゃうかなと、その辺はどうですか。

都市整備課参事 区画整理の件でございますが、当然、市街化区域編入に伴って、進めておるわけでございます。それと、駅前広場の計画、あるいは2号線アクセス道路の計画、これら総合的に、全体的にスケジュールをこれから整理いたしまして、県との調整にも入っていくと。当然、線引きにあわして、これらのヒアリングを行ってまいりる形で進めておるところでございます。それとまた、組合の方といたしましても、準備組合、今後、これから設立していくこととなりますけれども、あと業務の方ですね、一応、代行方式といったような形も検討されているところでございます。これらを今後、町とともに、検討してまいりたいと、そのような状況でございます。

西谷委員 確かに区画整理そのものは、なかなか地権者があって、難しい事業やと思うんですが、逆に、これだけ地価が下がってる中では、逆に、以前よりは望みがあるのかなという事は思いますんで、今後、見守りたいと思いますし、動くようなら、そういう部分では補正でも組んで、とにかく進めていただきたいという風に思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 桜まつり能の開催について、理事者の報告を求めます。

川端観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、桜まつり能の開催につきまして、ご報告させていただきます。太子のロマン斑鳩の里桜まつり能は、斑鳩の里を発祥とする、能楽金剛流の春の里帰り公演として斑鳩町観光協会が主催し、毎年4月の第1日曜日にいかるがホールで開催しております。今年度で12回目となりますけど、今年度は4月5日の日曜日に開催することで、現在準備を進めておるところであります。お手元にお配りしております開催チラシによりまして簡単にご説明いたします。ご確認の程よろしく申し上げます。開催時間は午後1時30分に開場し、午後2時から開演を行います。約2時間弱程の公演であります。本年度の演目につきましては、能楽につきましては「藤戸」、狂言で「昆布売り」、仕舞で「加茂」「網之段」という形で予定をしております。入場券につきましては、本年度も前売りが2千円で、当日が2千5百円で販売をさせていただいております。委員の皆さま方にもぜひご観覧していただきますようお願いいたします。また、今回につきましては能面の展示会を同時に開催させていただきます。場所は法隆寺iセンターであります。チラシの一番下のところにそういう内容を加えております。4月の3、4、5日の3日間を展示する予定です。約30点程展示されるということです。今回の能の「藤戸」の能面も展示するという風に聞いております。

以上で簡単ではございますが、4月5日の開催の太子ロマン斑鳩の里桜祭り能の報告であります。

委員長 報告が終わりましたので質疑、ご意見があればお受けいたします。
浦野委員。

浦野委員 平城遷都1300年記念事業って書いてるんですけど、これ県から補助金等が出るんですか、出ないんですか。

観光産業課長 1300年記念事業協会からの補助金というのは特に予定されてお
りませんが、この地域、信貴山斑鳩地域においてのイベントは全て協
会が主催となります。今回、町の方で予定しております斑鳩市、その
他の観光につきましては、1300年祭の協会の事業とは別に、県の
観光関係の事業がありますので、その補助金を優先的に受けて、率も
3分の2というような高率で受けるような手配を受けているという状
況です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に理事者の方から報告しておくことはありま
せんか。 川端観光産業課長。

観光産業課長 法隆寺iセンターの機器の回収のことについてご報告させていただ
きます。法隆寺iセンターの1階の中心部に設置しております斑鳩立
体マップであります。映像及び電子機器が故障し、観光客の皆様方
には大変ご迷惑をかけているところであります。今回ようやく設置者
である奈良県との協議がまとまりまして、変更協議の承認を取りつけ
ることができました。このことにより回収に取りかかるべく準備を進
めているところでございます。回収内容につきましては、今後の管理
を考え、斑鳩立体マップを取り除いてベンチに替えるものです。
これは法隆寺iセンターが観光客等の休息の場を提供する施設でもあ

り、また観光客からは座る場所も少ないのではないかという苦情も聞くことから、今回の回収でベンチを増設することを目的として行うものです。ご理解の程よろしく申し上げます。また、2階部分の西岡棟梁関連展示物につきましては、21年度に修理すべく努力をしておりますので、よろしくお申し上げます。

簡単ではありますが、法隆寺iセンターの設備回収についてご報告させていただきました。

委員長 ただいま報告がありまして、何か委員さん方から質問があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでありますので、以上、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたら、お受けいたします。

西谷委員。

西谷委員 2点質問したいんですが、斑鳩町の環境条例の中で、住宅の中での宅地なんかで空き宅地があって、例えばそれが草伸び放題で管理されてないと、ちゃんと町の方から環境条例に基づいて周辺の迷惑になりますから草刈ってくださいということで指導されてますよね。一方ですね、去年も私言ったんですが、県河川のイツボ川があって、そしてその農住団地のアグリア服部の部分で、県の管理河川の土手が草伸び放題で非常に困っておられると、で、年間5万円かけて業者に草刈りを依頼されて、県の郡山土木の方に行かれて、最終的に年1回だけは草刈りをしてもらえることになったんですが、あと予算がないから1回以上は無理だというような、あったという話を聞いた。それで去年は町の方がとりあえずクリーンキャンペーンですか、の時に草刈り

をしていただいたんですが、あれは去年1回だけで今年はもうできませんっていうのを、回答がきたんですと言うんですが。実際町としてですよ、環境条例で住民が自分達が住みやすい環境の中で生活するっていうのは、その権利が奪われてる中では、当然町は宅地の空地については草刈りを指導すると、一方、同じ公共団体の県がかせんしてる部分については、全くこういう住民の願いというのが聞き入れられへんっていうのは非常におかしなこと、私は矛盾を感じるんですが、その辺のところは実際どう考えておられるのかということをお尋ね、まず1点だけ先しときたいと思います。

町 長

イツボ川の関係等については、一般質問でも、そういう環境条例あるのに草刈りをしないということでございますけれども、昨年は6月のクリーンキャンペーンの時に職員が出ていただいて草刈りしたと。自治会にも私の方から自治会長さん宛にやっぱりその地域をするんですから、自治会の方が何人か出ていただけませんかというご要望もさせていただきました。しかし、自治会その当日、私も現場を見ましても全く誰も来てくれませんし、福貴田さんっていう角の家はございます。そこは福貴田さん自ら刈っておられます。その福貴田さんの部分だけ刈って、それから先が草が生えているという状況でございますから、その時職員にも色々と草刈りをさせていただいた後、また鎌でやったら職員が指を切ったということで、そんな素人がということで、一般質問の中でおっしゃったようでございますけども。やっぱりそういう努力はされてますからね。我々としては何も環境条例があるから町がすべてやれと、まあ西谷委員がおっしゃるのは、結局クリーンキャンペーンでも、草刈り機を集めてきて、そして油代も出して、それを誰がするのか、機械を必ず、石に当たって歯がこぼれてですね、当たってケガをした時、誰が責任とるんかと、色んな問題等あります。この時は保険入ってたどうやということになりますけども、やっぱり自らの地域ですから、私は何も別に草を刈ってくれと言われてても何人かやっぱり出ていただいて、こういうことで草刈っていただいています

などということでもあればですね、よろしいけども、何でもかんでも環境条例があるから町がそういう草刈りをやれと、全てせないかんようになると思います。ただやっぱり県としても年3回ぐらいの草刈りが、今現状1回しかしてくれない。その中でも町が特にやっぱりそういう点については町の、浚渫もいっしょですけども、町から金出してでもね、浚渫をせないかん時もありますし、やっぱりその環境、その時と場合に応じてやっていくのが一番大事だろうと思います。だから我々は何もアグリアの自治会に対しても、そういう要望書が出てきた中で、回答しながら、そしてまたお会いさせていただいて、そういう担当の職員はこういう形でやらさせていただきますよと、また自治会としてもそういう場所等の確認もございますから、協力願えませんかという話もさせていただいております。ただまあ文書で、もう来年は町はしませんという返事をしてますけれども、やはりやっぱり状況等十分考えていかなければいけませんし、またそういうことも十分把握して、ただその部分だけ、今、西谷委員がおっしゃるように、アグリアから言うておられるけども、その部分だけ刈ったらそんでええのかというんじゃないに、やっぱり河川っていうのはやっぱりそれはもう草必ず生えることをございますから、出来るだけみんなが協力して、クリーンキャンペーンでもそういう時にやっぱり出来るだけ草の関係等については、どの部分が刈れるのか、今年はどうすんのかということもやっぱり考えてですね、やらなかったら、何も環境条例があるからといって全てをせえということには相成らんとと思います。

西谷委員 若干、私の質問と町長の答弁がずれるんですが、私はね、クリーンキャンペーンとかで去年そういう形でとりあえずやられたとしたら、今年も同じように職員だけやのうて、一般の住民に呼びかけてそういう草刈りについても、今回やりますんでお願いできますかっていうそういう私は募集かけられたらええと思いますし、現に私はソフトテニスの会長やってるんですが、実際に年に春やって夏やって秋やって3回、最低3回は神南のテニスコートの草刈りは全部自分らでやってま

す。そのテニスコートの外の駐車場についても、一部分コートの前は全部自分達で刈って自分達で整備する、これは町民が、我々は昔から町の施設やから使うもんがちゃんと整備せなあかんということですから、これはもうソフトテニスクラブができた時から、だから30年近く続いているんですが、住民の中には当然ボランティアでわざわざ、金もありませんのに自分達で竜田川のごみを拾ったりしている人とかそんないっぱいおられますから、そういう人の力を借りて私はすりゃええと思うんですよ。そして実際にやってみて、そんな人らが、我々が草刈り機でやって、石が飛んで目に入ったとかということもありませんし、当然そういう時にはゴーグルやってちゃんとされるやろうし、それはちゃんと使い慣れている人が草刈り機を使うからそういう事故っていうのは最低限に私は収まるんやないのかなと思うんです。だから実際に昨日聞いたらクリーンキャンペーン1, 200人を3千人、今回は集めて、それも1カ所に集まるような話をされてましたけども、そんなアドバルーン上げるんやったら、もっと実質的に困っている町民が助かるようなクリーンキャンペーン、そしてその自分達の環境ですよ、自分達の手で直す、やっていくということの中での方法として、私は草刈り機をちゃんと使いこなせる人を募集して来てもらうっていうのが一番やと思う。地元の人やからって、先ほど1人だけ福貴田さんは来られましたっていうけども、福貴田さんっていうのはもともとの旧の服部の人で、当然農業についても多少そういう知識のある人がされてるんやないのかな、まったく草刈り機を扱うこともないような人、あるいはないような人がそれを言われてもなかなか、あつこの土手を物理的に鎌で刈れって言われても、なかなかそんな私は無理な話やと思います。だからぜひとも町がですよ、県へ要望してそういう県の管理で、今町長もいみじくも言われましたけども、3回を、今までやっていた分を財政の関係で年1回しかでけへんとしたら、そしたら県が1回しかでけへんねんって言ったら、そしたら残りをどうすんねんっていうことをもう少しやっぱり町の中で、どうしたらそういうことが解決できる、ましてやアグリア服部だけやのうて、もっと他の

地域でもそういうことはあるはずですし、そして一方、三代川、同じようなところの三代川やったら三代川愛護会っていうのがあって、そこで今回自治会長と農家組合長出てくださいということでなんか、平戸ツツジを土手に植える作業っていうのは町の方から通知きてましたけども。そういうことでされるんやったら同じような形で、もっと他の地域についてもそういうことはできるんちゃうかなと、逆にそういうことを地域の部分を地域で人が限定するんやのうて、斑鳩町の景観は斑鳩町の住民で守るっていう形で、私は発想を変えたらもっと柔軟にできるのとちゃうかなと。ぜんぜん草刈り機も持ってないような地域の人に、そのお宅の地域やからお宅でしてくれっていうそんな発想やのうてね、もっと柔軟に私は簡単にできるのやないかなと思うんですけどね、クリーンキャンペーン、先ほど、昨日も言いましたけども、クリーンキャンペーンでそんなことしませんっていうんやのうて、こういうことを通じてやってみたらいいじゃないですか。

都市建設
部長

今、西谷委員から、縷々おっしゃっておりますけども、先ほど町長も申しあげましたけども、私どもといたしましても、昨年イツボ川につきましてはですね、クリーンキャンペーンの日に合わせて地元の要望がある中で、職員の方で刈らせてもらおうという話をさせていただいておる中で、せっかくのクリーンキャンペーンの日ですんで、ぜひともアグリアさんの方にもですね、そこで草刈り機を持って刈ってくれということではなくてですよ、そこに落ちているごみとか当然出てくるんで、そういったことを拾っていただく、例えばもしくは刈った後の草を集める作業等色々ございますんで、そういったことで職員と一緒にですね、地元の美化しませんかというお誘いという形でお声掛けをしたところでございます。その結果として、先ほど町長申しあげたように誰も出ては来ていただけなかったといったことがございます。ただ西谷委員がおっしゃるようになりますね、町全体をとらまえて、町全体のボランティアを募って、そういったところで草刈り機の取り扱いに熟練されている方は、草刈り機を使うといったことも方法

としてはあるという風に思いますけども、やっぱり自分の住んでる周辺からきれいにしていくっていうことから始めるほうが、とっつき易いのかなということもございます。そういった中で、昨年についてはそういった形でやらせてもらったという経過がございますので、その辺につきましてはご理解賜りたいと思います。

西谷委員　あのね、私なんでこれ言ってるかっていうたら、県の河川でしょ、県の河川を要は今の状態の中では、県の河川の草刈りを地域の自治会が、自治会費を払ってなんで草刈りせなあかんのっていうのが僕は素朴に疑問に思うんですよ。それで、地域の、今言われるように確かに地域のところについては当然地域ですべきやと思うんですが、明らかに地域の中に、物理的に手に負えないもの、あるいは公共団体が管理している部分についてまで、そこに住んでる住民がですよ、お金を払って草刈りをなんでせなあかんのやと、その辺のところ素朴に思うわけですよ。だから、それを逆に解決するとしたら、私達全体がこういう機会を通じて、クリーンキャンペーンとかそういうことを通じて、住民がそれ以外にも、あちこちでこれと似たようなケースは私はあるん違うかなと。町は当然そういうところを把握されて、住民から常にこの草どうやとか、この道の草どうたらいう部分を、当然苦情として聞いておられるわけですから、当然そういう部分も含めて、こういうクリーンキャンペーンの時に、確信的にこれまでずっと同じようなコース歩いてたっていうのは、そういう発想やのうて、もっと具体的に単にごみを拾うんやのうて、草を刈るとかっていう部分についても、目に見えた形で私はクリーンキャンペーンすべきやないかなっていう提言をしてるんですわ。なぜこんな簡単なことができないんですかね。

町長　まあ、西谷委員のおっしゃるような簡単なことって、そら募集かけて広報等で、またあるいはそういう回覧等でやりゃあ、それはそれでええわけですけど。ただ、今、清水部長が申し上げてるように、我々

は最善の努力をしようということであぐりアへ行ってるわけです。行ってやっぱり何人か出てくださいよという話をしてるわけです。何も草刈ってくれって言ってませんやんか。そういう初歩的なことでもできないんです。だから我々は何も神南でも、あるいは昭和団地でも朝から掃除してはる方もあります。駅前でも朝から5時頃から掃除してはる方もあります。そういう方はボランティアとしてやってはるわけですから、だから何も三代川とかあるいはイツボ川とか、県河川ありますねん、県が必ずせないかんということはこれは当然のことやけども、できないやつはやっぱり町かて県と町との連携があつてですね、これはまったく県がせえへんから町が放つとくということにはならん。やっぱり今、昨日の乾課長の申し上げた中でも、結局クリーンキャンペーン今まで7コースやってたやつを、今度は一遍、再点検をしようと、そしたらどこかの一つの場所に集まると、皆さん方がその地域、地域からずーっと廻ってきて、そしてその集会的にするところはどこであるのかっていうことを今考えておるわけです。だからそういう一つの考え方も今までやっていることは改革をしていかないかんということから、我々この平成21年度は、どこでやっぱり集合したらええのか、そこでやっぱりこういうごみの問題、あるいはそういうものについてちょっと公園でもしてもうたら一番ええやないかということで、色々と努力をしているわけです。だから西谷委員のおっしゃるように、こうして些細な簡単なことやないかと、そりゃ簡単ですよ、広報でぱっとクリーンキャンペーンしますから皆さんご協力してくださいと、何人出て来はりますか、ほとんどそんなん恐らく出て来られないと思います。やっぱり誰かが、皆さん方が行こうやないかと言うよつてに、町民体育大会でも一緒ですやんか。町民体育大会でも誰でもそうですやんか。やってしもたら、来はった人は絶対ええって言わはるわけです。だからそういう些細なことを片一方では町民体育大会止めたらいいやないかということよりも、クリーンキャンペーンも私はそういうことも1つの方向づけだと思ふんです。そうしてやっぱりボランティアの精神を醸成していくと、醸成していかなかったら育ち

ませんよ。何かを1つの問題としてやっぱり提起しとるわけです。ただ簡単に広報ではいこうしてボランティアを募りますと言うところで来ませんよ。誰かがやっぱり音頭を取らなかつたら絶対これ来ませんよ。だからそういう努力を皆さん方職員も一生懸命やっておるわけですから。限られた人数の中で職員が日曜日でもやっぱりクリーンキャンペーン出てくる、あるいは職員の中にもボランティアとして月に1回、必ずどこかを清掃しようということでボランティアを立ち上げてですね、職員がやっていただいておりますから、そういうこともやっぱり十分考えていただいておりますね、ただ県の河川やからと、県が3回やっていたところ1回しかせえへんからあとはもう放っておくということはないということですが、我々はやっぱり必ず自治会からこういうご要望があったら、そういうことについては的確に処置をしていくというのは、これは住民の要望を我々が伝えていくというのが1つの使命ですから、今後ともやっぱりそういう努力はしていきたいと思っております。

西谷委員

あのね、町長の言われていることの中で、町民体育大会と一緒にされても私は困るんです。町民体育大会は何年も前から説明会で言うておられましたやん。何年も前からもう選手を選ぶのが大変やから、せやからもう高齢化なってきて言うて、自分とこの自治会だけが不参加したら他のブロックで他の自治会にも迷惑がかかるからって言うて言われて、そしてちゃんと言うこと聞いてくれって言う声、町長も聞かれましたやん。そやから実際その中でね、自治会の中でおっしゃった中でね、これだけ実際に、選手を選ぶ部分を苦勞が分かっておられないと。だからほんまに言わはんのやったら、いっぺん役場のですよ、3役も議員も含めてね、いっぺん400mぐらい走ってもうたらええと、リレーで。そしたら本当に自治会長がその選手を集めんなん苦勞ってわかってもらえるのんちゃいますかっていうことを言われた方がありまして、私はボランティアを集めるのと、町民体育大会を止めって言うの、これとは全然根本的に基本の部分が私は違うと思いま

す。それで確かに言われるように、広報に載せたからって人は来ません。それは当然の話です。広報しながら、あちこちにそういう方がおられないか、今、現にボランティアされている方に声をかけるとか、そういうきめ細かなことをせんとそりゃ人っていうのはなかなか集まってもらえないでしょうけど、そういうことをやっていくのが私は行政の仕事ではないのかなと。そんなん言うたかて広報載せたぐらいではいきませんよやのうて、私はそういう形で住民のために行うのが行政やないのかなと思いますんで、どうも今の町長のおっしゃることとは全く自分の考えていることとは、ちょっと違いすぎると思います。そしたら、再度聞きますけど、そしたらクリーンキャンペーン、あるいは一部河川の草刈り、あるいはその周辺の草刈りについても、町は一切そういうことについては、もうしないという考え方なんですかね。

町長 またそう言うたら、しないとかするとかそういう問題は別の問題ですやんか。そんなことを言ってたらね、前向いて行きませんよ。やっぱりそら必ずしも地域住民からそういうことあったら、私の方かて自治会に対してそういうことをお願いしているわけですから。何も放ってるわけではないですから。そういうことを言われたらですね、そういうことについては我々回答しているわけですから。行ってるわけですから、現地まで。そういう努力をしているわけですから、だから西谷委員もそういうことを聞かれたら、自ら自分が足運んで、そしたらわしも行くよってにしようやないかというぐらいの気持ちを持っていたかんと、そりゃできませんよ。片一方ではソフトテニスのテニスコートの神南のコートをやつは30年間草刈りしてまんねんと、それとこれと、やっぱりそういう努力をしてもらわんととてもできませんよ。

西谷委員 私はそういうクリーンキャンペーンでされるんやったら、当然私も草刈り機持って当然ボランティアとかは当然参加しますやん。そういう前提のもとで話をしているだけの話です。だからそういうことを集

めてクリーンキャンペーンの時に、そういう草刈りをされるようなボランティアをしていただける人集めて町はされたらどうですかと、当然私もそういう知り合いの方には呼びかけて、一緒に草刈りしましょかって人を集めます。それは前提の話ですやん。町にすべてを任せて、町が勝手にやってくださいよと、私は提案するだけですよと、そんな無責任なことは私は言いません。

委員長 よろしいですか。 吉野委員。

吉野委員 先ほどの町道なのか私有地なのかわからないというところ、これはきちっと線引きをした上でしか物事は進まないということは、私らも自治会としてはよくわかっております。今年も自治会内でそこは草刈ったりしなければならぬと、これ私が町にお願いしましたところ、町の職員さんが早朝から4名さんでしたかな、課長も含めて、そして草を刈ってもらいました。それを見てた自治会の会員が、町がやってくれたんやなど、だから我々もやらなあかんのやないかと、こういう風なあれも生まれてきまして、なかなかこれも町がまず自分達でやってみると、こういう風な呼びかけする、実際に来て草を刈ってくださると、町の仕事も忙しいのにやってくれたということで、評価するところはあると思います。また町の方針もこの頃はそういう風になってきているのではないかなと思っております。ただ住民も自分達はなるべく負担をしないと、なるべく税金払ってるんやから町にやってもらわなあかんと、こういう風なことであってはね、それはいけないんじゃないかという話も私、町内会でよくしております。けれども高齢化とかでできないんだと、やはりなんとかしてもらわないかんと、こういう風なことでいつも結論はそんなことになってしまうんですけども、お互いにセレモニーじゃなくて、何千人集めるっていうセレモニーじゃなくて、実質的なその要所、要所にあったようなことをやっていかないことには、もうしょうがない時代になってきてるんじゃないかと思います。

そして続きまして、一つ、国道25号の三室交差点から三室病院前を
通って関電の変電所の前、あそこの歩道に関しては、本当にひやひ
やしていつでも死亡事故が起きる可能性はいつでもあるというよう
な道路でありまして、国も一生懸命やってる、前を向いてやっているだ
ろうと思いますけれども、あそこ、関電側の歩道は歩道というよう
なものじゃなくて、30センチあるかないか、そこをですね、子どもが
自転車での曲乗りみたいな状態で、すーっと通っていくんですよ。そ
して通っている人は慌てて車道に下りて、1歩下りて通すとかそうい
う状況です。それからもう1つこないだあったのは、町内であったの
は、大きな事故あったんですよ、それじゃなくて、古本屋でしたっけ、
ブックなんかというあちら側のバス停のところなんですけども、そこ
もまた自転車が通り過ぎると。バスから降りた人が、ドアが開いてば
っと降りたらその前をすれすれに自転車が通っていった。これ高校生
か中学生だろうと思うんです。あそこに関しては、これはまあ建水
の問題じゃなくて、もしかしたら学校の方をお願いして、あそこはぜ
ひとも自転車を降りて行ってもらいたいと、こういうようなことをし
ないと、近い将来と言っていいぐらいに事故が起きる可能性はある
と思うんですが、その辺建設としてはどのように考えていますか。

都市整備
課長

ただ今委員からご指摘いただいております、三室交差点から王寺方
面に向きまして、関電の変電所前、この間確かに歩道につきましては、
以前から狭いということで非常に危険やというご指摘もいただい
ておるところでございます。この間につきましては、いかるがパーク
ウェイとの延長部分でございます。三室交差点から王寺方面に向け
ました都市計画の変更ですね、パークウェイの整備とともにですね、
車道及び歩道も拡幅していくという根本的な改良の計画がこれまで
検討を重ねられてきております。その中でまだ具体的にスケジュール
等明確にはなっておりませんが、こういった計画を今現在進められて
いるという中で、局所的な改良はなかなか現状では難しいというこ
とを、国の方から聞かせていただいておりますので、国に対しまし
ても出来る

だけ早期、あの区間の計画を決定して改良に着手されるよう、今日までも国にも要望もしてまいってございますので、今後ともその要望を続けてまいりたいという風に思っております。

吉野委員 わかりました。それから樫考研の生き生きプラザでの会、大変、私楽しみにしております。私も知り合いに何度かあちらこちら電話して、こういうことをやるんだけどもぜひ来てくださいよと言いますと、そんな記事載ってたかということで、文書による伝達力のある程度バロメーターみたいなの、今回でわかるんじゃないかなと私も思っていました、その当日、町の行事やなんか色々ありまして、なかなか出席できないんですけども、この件は大変、町の方でも努力してくださって、こういう会が催されるようになったんで感謝しております。それから先ほど水道の件なんですけども、昨日の新聞で水道料金が今後は高齢化、それから少子高齢化によって人口が減るに従って、どんどん料金としては高くなっていくなどと、これは確かだと。これに関して町内のご老人さん方から聞くと、水道料金高いなっていう話はよく聞きます。これに下水道使用料が加わったらもしかしたら倍位になる、そしたらこれも負担だなという話もよく聞きますけども、将来の水道料金について何かこういう風になるんだっていうシュミレーター恐らくあると思うんですけども、だいたいのことを聞かせてもらえますでしょうか。

町 長 以前からも申し上げますように、水道料金につきましてはもう今、県水が値上げをしない限りは、今現時点では町としてもこのままずっと推移をしていきたいと、そして、冗費節減、出来るだけ今の段階でお金が、年度が余っていくとすれば、冗費節減によって努力をしながらですね、何とか県水の値上げまでは、当分我々としては努力していきたいと思えます。

吉野委員 わかりました。もう1つ昨日の新聞、それに付随して、その町って

いか自治体の独自のペットボトルに入った水の件も載っておりまして、斑鳩町も先に行ったところなんですけども。またこれがどんどんと各自治体で流行ってきまして、例えば東京ですと、隅田川の水は汚いとか何かいったのを、水道の、浄水の技術によってこれだけおいしくて安心した水が出来るんだということで、それがどんどんと何万本という単位で売れていっていると。ただし採算を取るところまでしていない。しかし宣伝効果、例えば斑鳩の水なんかでもそうなんですけど、宣伝効果は大変大きくなってきたと。斑鳩町でこないだ行ったようにですね、今度1300年祭に付随してもう1回水道、儲かるとか何とかではなくて、斑鳩町の水はこっだけおいしいんだということ进行宣传するためにも、それからまたあちらこちら、東京とかあちらこちら行って斑鳩町を宣传するためにも、大変おもしろい取り組みじゃないかなと思います。昨日の新聞にもありました通りに、まずそれにはネーミングが大事だということがありました。斑鳩の水だけではちょっと弱かったんじゃないかなと。前にも言いましたけども、聖徳太子も飲んだ水とかいう形で出したら、結構、観光客も喜んで来年あたりから1300年祭が始まるわけですから、喜んで買ってもらうだけでもただ飲むだけでなくて宣伝効果もあるんじゃないかと思っておりますけど、もう1回これをやろうかなっていう気持ちは今のところはないんでしょうか。どうですか。

上下水道
部長

今、委員おっしゃっていただいている件につきましては、やはり以前からもご説明をさせていただいたとおり、町政60周年の冠事業として施行させていただいたものでございます。やはりミネラルウォーターを作成して宣传するという事よりも、我々やはり水道事業者といたしましては、蛇口から直接飲める水を皆さんに宣传するといったことに努力するのが当たり前だと考えておりますので、今後おっしゃっていることにつきましては理解できるんでございますが、やはり我々は蛇口から直接飲める水を作成する、そういったことをご理解いただきたいと思っております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、継続審査についてお諮りいたします。お手許に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

(午前10時23分 閉会)

